

## 特別養護老人ホーム シャローム 重要事項説明書

当施設は、入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人三育福祉会
- (2) 法人所在地 神奈川県横須賀市走水1丁目35番地
- (3) 電話番号 046-842-1031
- (4) 代表者氏名 理事長 島田 真澄（しまだ ますみ）
- (5) 設立年月日 昭和58年12月23日

### 2. 施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 指定年月日 平成12年1月11日
- (3) 指定番号 1471900611
- (4) 施設の目的

入所者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

- (5) 施設の名称 特別養護老人ホーム シャローム
- (6) 施設所在地 神奈川県横須賀市走水1丁目35番地
- (7) 電話番号 046-842-1031
- (8) F A X 番号 046-842-1324
- (9) 施設長（管理者） 氏名 成田 正幸
- (10) 当施設の運営方針 「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕えることによって神の愛の実現に奉仕する。」
- (11) 開設年月日 昭和59年8月1日
- (12) 入所定員 108名（A棟虚弱棟52名、B棟認知症棟56名）
- (13) 敷地面積 10,228.20㎡
- (14) 建物構造 鉄筋コンクリート造3階建
- (15) 延べ床面積 4,770.43㎡

### 3. 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。

|      |           |       |            |
|------|-----------|-------|------------|
| 1人部屋 | A棟0室、B棟7室 | 2人部屋  | A棟4室、B棟5室  |
| 3人部屋 | A棟0室、B棟1室 | 4人部屋  | A棟11室、B棟9室 |
| 食堂   | A棟1室、B棟1室 | 機能訓練室 | A棟1室、B棟1室  |
| 浴室   | A棟1室、B棟1室 | 静養室   | A棟1室、B棟1室  |
| 医務室  | A棟1室、B棟1室 |       |            |

- ※ 一人部屋は、従来型個室とします。2～4人部屋は、多床室とします。
- ※ ご利用頂く居室は原則として4人部屋ですが、心身状況等により別の居室をご利用頂く場合があります。
- ※ 入所者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。
- ※ 入所者から居室変更希望の申し出があった場合は、協議してその可否を決定します。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、以下の職種の職員を配置しています。 (令和6年4月現在)

|          |    |         |     |         |    |
|----------|----|---------|-----|---------|----|
| 施設長（管理者） | 1名 | 介護職員    | 55名 | 看護職員    | 6名 |
| 副施設長     | 1名 | 介護支援専門員 | 4名  | 機能訓練指導員 | 1名 |
| 生活相談員    | 3名 | 管理栄養士   | 2名  | 調理員     | 8名 |
| 医師（嘱託）   | 2名 | 事務員 その他 | 13名 |         |    |

##### <勤務体制>

- ・介護職員
  - 朝勤 7：00～16：00
  - 日勤 8：45～18：00
  - 遅勤 9：30～19：00
  - 夜勤 17：00～翌日10：00
- ・看護職員、生活相談員、介護支援専門員他
  - 日勤 8：45～17：45

##### <夜間の業務体制>

- ・夜勤介護職員 5名（短期入所生活介護も含む）
- ・管理宿直 1名
- ・夜間看護職員 オンコール体制（3名）

#### 5. 施設が提供するサービスと利用料金

##### (1) 介護保険の給付の対象になるサービス

###### ①入浴、排泄、食事摂取、衣類の着脱等の介護、その他日常生活上の援助

※入浴（入浴ができない場合は清拭）を週2回行います。

排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

寝たきり防止のため、できる限り離床していただくよう配慮し、清潔で快適な生活が送れるよう援助します。

###### ② 栄養管理

※管理栄養士は、医師、看護職員、介護支援専門員等多職種共働により、入所者ごとに栄養状態をアセスメントし、個々人の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養管理、経口栄養維持、必要に応じた療養食・栄養食提供、定期的な個々の栄養状態の評価を行います。

###### ③夜間を含めた健康管理及び療養上の援助

※医師や看護職員が健康管理を行います。夜間常時、看護職員との連絡体制を整えます。

往診 内科医 週3回、精神科医 月2回、歯科医 毎週

年1回の定期健康診断を実施します。

###### ④機能回復訓練

※機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能の改善またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤教養娯楽設備の提供

⑥相談及び援助

※相談員、介護支援専門員が各種相談、援助の説明を行います。

⑦行政手続の代行

※必要に応じ代行致します。

⑧看取り看護・介護

※医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護職員、介護職員等が協働して、本人又は家族の同意を得ながら、看取り介護指針に沿って看取り看護・介護を行います。終末期に入ったと判断された時点で、再度ご家族に説明させていただきます。

<①～⑧のサービス利用料金>

要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（サービス利用代金の1割～3割）をお支払いいただきます。なお、負担限度額もあります。サービス利用料金は運営規程の料金表の定めるところによります。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

①食事・おやつのサービス

※当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。胃瘻の入所者には、栄養食を提供します。

入所者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間… 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

利用料金は、運営規程、料金表の定めるところによります。なお負担限度額もあります。

※希望に基づき、できる範囲で提供致します。また月2回、出張販売（売店）をご利用いただくことができます。

※特別にご希望される食事代（出前、外食等）は実費をいただきます。

②居室の提供

※居室は多床室または従来型個室になります。利用料金は、運営規程、料金表の定めるところによります。なお、負担限度額もあります。施設運営上特に必要と認めたときは、事前にご本人やご家族の同意を得た上で、居室の変更を行うことがあります。

③理美容サービス

※ご希望される方は施設内で理美容師の出張によるサービスが受けられます。費用は実費です。

④通院、入院等の送迎

※通院、入院時に施設の送迎車で送迎致します。（職員が対応可能な時）

⑤通院、入院時の付添いサービス

※原則として職員が対応可能な範囲で、付き添いを致しますが、必要な場合にはご家族の付き添いもお願い致します。

⑥レクリエーション、クラブ活動

※希望により参加頂けます。

クラブ活動における材料費は、実費をいただきます。

⑦貴重品管理等

※ご希望される方は通帳、印鑑などをお預かりする場合の費用 1か月1,000円

## 6. 苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受付けます。

苦情受付窓口          生活相談員 樋口 洋一  
受付日時                日曜日～金曜日      9：30～17：45  
電 話                    046-842-1031（代表）  
F A X                    046-842-1324

第三者委員や公的機関においても、苦情申し出ができます。

### ① 苦情相談対応第三者委員

氏名 大島 憲子          046-828-2910（代表）  
（神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科）  
氏名 森 弘樹          046-856-7088（代表）

### ②横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

住 所 〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
電 話 046-822-8253（直通）  
F A X 046-827-8845

※保険者が横須賀市以外の場合は、それぞれの市町村にお問い合わせください。

### ③神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

住 所 〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1  
電 話 045-329-3447

## 7. 身体拘束等について

施設は、入所者（契約者）に対して身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。身体拘束の指針、委員会の設置、定期研修を実施する等の体制を整備しています。ただし入所者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録をするなど適正な手続きにより、一時的に身体等を拘束することがあります。その場合には、入所者・ご家族の同意を得るものとし、身体拘束を早期解除することを目標に検討会議を随時開催します。

## 8. 虐待防止について

施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し委員会を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

## 9. プライバシーの保護について

プライバシー保護の観点から、施設職員は業務上知り得た入所者等に関する個人情報を正当な理由無く漏えいしないこと及び、当施設にて従事しなくなった後も守秘義務を継続させる旨を施設職員に書面により誓約させています。当施設が入所者の個人情報を得て使用する場合、入所者の介護、看護にかかわる範囲で行います。また、個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得たうえで実施いたします。

## 10. 情報の開示

ご希望に応じて下記の記録・書類を提供することができます。情報の開示は、入所者本人、ご家族および身元保証人に限ります。開示する情報は、入所者本人のレセプト、請求書、介護記録、看護記録、看取り期の記録、施設会計における施設収支計算書、施設財産目録および事業計画書、事業報告書とします。それ以外の情報の開示については、情報開示申請者と施設との協議によります。

## 11. 非常災害対策

消防法令に基づき防火管理者を選任し、消防設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けます。非常災害等に対して消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として3カ月に1回実施し、年2回は避難訓練を実施します。

## 12. ハラスメント

施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けての相談・対応体制の整備及びマニュアルを整備し、研修を実施する等必要な措置を講じています。

## 13. 感染症対策について

施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会設置します。
- ④ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

## 14. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. 第三者による評価の実施状況

|               |      |        |           |
|---------------|------|--------|-----------|
| 第三者による評価の実施状況 | 1 あり | 実施日    |           |
|               |      | 評価機関名称 |           |
|               |      | 結果の開示  | 1 あり 2 なし |
|               | 2 なし |        |           |

## 16. その他

※入所者に急病や事故、その他緊急事態が生じた時は、医師及びご家族または身元保証人に連絡するとともに、速やかに適切な処置を講じます。

※医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

### ① 協力医療機関

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 医療機関の名称 | 横須賀市立うわまち病院                  |
| 所在地     | 横須賀市上町2丁目36番地                |
| 診療科     | 内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科 |

### ② 協力歯科医療機関

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 医療機関の名称 | サンライズファミリークリニック              |
| 所在地     | 横須賀市武1-20-17 ライフコート横須賀武山ビル3F |

※受診の際の施設職員の同行について

入所者の受診に際しては、病状をよく把握している看護職員、介護職員または生活相談員が同行しますが、必要がある場合はご家族の同行もお願い致します。

※入所者が病院等に入院した場合、入院後3か月以内に退院すれば退院後も再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。入院期間中の居室は、短期入所生活介護利用者が使用させて頂く場合があります。その場合には予め同意を得ることとします。

※入所者が外出、外泊する場合は、施設に対しあらかじめその旨を届け出て下さい。外泊は6日以内とします。1日3食欠食の場合、3日前の朝までに届け出たものについては食費より差し引いて清算致します。

※ご面会の際は、玄関に備えてある面会カードにご記入下さい。面会時間は原則として7：00～21：00です。食べ物の持ち込みは衛生上、及び食中毒防止の為、面会時に食べていただける量でお願いします。生ものの持ち込みはご遠慮ください。また他の入所者には食品を差し上げないようにして下さい。

※感染症が流行する時期など、施設内での蔓延を防ぐために、必要な措置を講ずるように努めるとともに、面会の制限を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

※入所者の使用する食器、その他の設備又は飲料水について、衛生管理に努めます。

※入所者同士の現金の貸し借りや金品のやり取りをしないようにして下さい。

※介護の質の向上とスキルアップの為、年間研修予定を計画し、実施します。また、可能な限り外部研修への参加も促しています。

※ご利用時の必要物品は別紙のとおりです。

※施設の設備及び居室を、故意または重大な過失により、滅失、汚損、破壊、変更した場合は、直ちに自己の費用により原状に復するか、施設が定める代価を支払って頂きます。

※施設は、自己の責に帰すべき事由により入所者に損害を与えた場合は、これを賠償する責任を負いますが、入所者の故意または過失が認められる場合は、賠償責任を負いません。

以上

附則

この重要事項説明書は、平成28年10月 1日から施行する  
平成30年12月 1日改訂  
平成31年 4月 1日改訂  
令和 1年12月 1日改訂  
令和 4年 4月 1日改訂  
令和 5年 4月 1日改訂  
令和 5年 7月 1日改訂  
令和 5年10月 1日改訂  
令和 6年 4月 1日改訂  
令和 6年 7月 1日改訂  
令和 6年11月 1日改訂

## 重要事項説明同意書

令和 年 月 日

施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人三育福祉会  
特別養護老人ホーム シャローム

説明者 生活相談員 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、施設サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

入所者氏名 \_\_\_\_\_

身元保証人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_